

## 介護保険特別会計における不適切な事務処理に関する報告書

平成28年6月13日現在

平成28年3月18日に発覚しました介護保険特別会計における不適切な事務処理の内容及び事後処理の状況は以下の通りです。

### (1) 不適切な事務処理の内容

- ① 介護保険料決定通知書及び納付書が発送されていなかった。

平成26年度分 43人 1,386,825円

平成27年度分 233人 12,595,780円

合計 276人 13,982,605円

- ② 介護保険料の口座振替を申請された方の処理を放置していた。

17件 661,825円

- ③ 福祉用具購入費・住宅改修費補助金の給付業務において誤った支払いを行ったり、放置したりしていた。

誤った支払いのため返還をお願いしたもの 10件 517,054円

未払いとなっていたもの 9件 196,624円

- ④ 徴収済みの介護保険料の過誤納金の還付作業を放置していた。

184件 1,772,600円

- ⑤ 納付書の発送を行っていないのにも関わらず、平成27年度介護保険料を徴収する際に督促手数料を徴収していたなど、本来、徴収出来ない督促手数料を徴収してしまった。

16件 4,500円

- ⑥ 平成26年度決算時に未収額が多くなることを隠そうとして調定額、未収額を実際の金額より低く改ざんした。

### (2) 上記の不適切な事務処理の事後処理状況について

平成28年3月30日にお詫び文書の発送、4月7日以降各戸訪問を行って、お詫び、説明等を行って来ました。

- ① 約99%の方々にはご理解頂き、納付書を受け取って頂きました。残り

の方にも根気よく説明させていただきます。

- ② 全ての方にご理解頂き、処理が完了しました。
- ③ 全ての方にご理解頂き、返還が完了しました。
- ④ 予算上の処理が必要となるため、9月以降の処理となります。
- ⑤ 処理は完了しました。
- ⑥ 平成26年度の決算は終了していていますので、平成28年度内での調定、収納、未収金の計上を行うこととなります。平成26年度の決算額を修正する訳にはいかず、年度を跨いだ処理を行わざるを得ない状況にあります。

(3) 懲戒処分の内容（5月18日）

住民福祉課	当該職員	停職1ヶ月
住民福祉課	副課長（2名）	戒告

- (4) 6月1日の第2回定例町議会において町長は減給10分の1を2ヶ月、副町長は減給10分の1を1ヶ月とする条例改正が可決されました。

(5) 再発防止策について

- ① 介護保険業務  
介護保険業務においては毎月の資格取得者への決定通知書と納付書の発送の確認、福祉用具補助と住宅改修補助の支払の確認、年度末での調定、収入済額、未収金額、未納付者名簿との突合等の業務の徹底などを行って行きます。
- ② 組織機能の再検討  
行政改革の下、職員の削減を行って来ましたが、再度、現状を検証し適正な人員配置、組織機能のあり方を再考します。
- ③ 上司と部下、同僚同士、業務における相互認識のあり方を再度見直します。
- ④ 副町長・総務課長等による財務規則・事務決裁規程・文書管理規程に基づく事務処理が適正に行われているかを確認することが出来る内部統制機能の充実を図ります。